

国立大学法人静岡大学大学院農学領域テニユアトラック教員の間接評価
及びテニユア審査の審査基準

(平成27年6月11日制定)

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人静岡大学大学院農学領域テニユアトラック審査委員会細則第8条の規定に基づき、国立大学法人静岡大学大学院農学領域テニユアトラック教員（以下「テニユアトラック教員」という。）の間接評価及びテニユア審査に関し、必要な事項を定める。

(中間評価及びテニユア審査の取扱い及び実施時期)

第2条 テニユアトラック教員の間接評価及びテニユア審査は、国立大学法人静岡大学大学院農学領域テニユアトラック審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

2 テニユアトラック教員の間接評価及びテニユア審査の実施及び結果の報告は、次の時期に行うものとする。

中間評価 雇用後2年6か月を経過する日の翌月

テニユア審査 雇用後4年6か月を超えない月

3 前項の規定に関わらず、国立大学法人静岡大学テニユアトラック制に関する規則第4条第2項の規定に該当する場合には、同項に規定する範囲内で審査の実施時期を延期することができる。

(中間評価及びテニユア審査に必要な資料)

第3条 テニユアトラック教員は、別に定める時期までに所定の研究計画書、中間時研究成果目標、中間時研究成果報告書、終了時研究成果目標、終了時研究成果報告書及び研究達成度評価シートを作成し、審査委員会委員長に提出するものとする。

(委員長の業務)

第4条 審査委員会の委員長は、前条の書類を受理したときは速やかに審査委員会を開催し、テニユアトラック教員の間接評価又はテニユア審査を行うものとする。

(中間評価、テニユア審査の審査事項及び評価方法)

第5条 テニユアトラック教員の間接評価及びテニユア審査は、書類審査、面接、公開シンポジウム等により、次の各号に掲げる事項に関することについて行う。

- (1) 実施期間中の研究業績（研究計画の達成度、研究の独創性・発展性等）、研究意欲
- (2) リーダーシップ、マネジメント能力
- (3) 外部資金獲得実績
- (4) 大学院生等への研究教育指導能力
- (5) 英語によるプレゼンテーション能力
- (6) その他必要と認める事項

2 テニユアトラック教員の間接評価及びテニユア審査は、審査委員会が前項に定める評

価項目に基づき実施し、各評価項目を1点から5点の5段階で評価した総合点に基づき行う。各評価項目に係る評価基準については、審査委員会が事前に審議し策定するものとする。

(中間評価の結果の取扱)

第6条 中間評価は、次の5段階評価により行う。

- S 総合点の90%以上(顕著な成果を達成)
- A 総合点の80%以上90%未満(目標以上の成果を達成)
- B 総合点の70%以上80%未満(目標どおりの成果を達成)
- C 総合点の50%以上70%未満(目標に未達成)
- D 総合点の50%未満(研究継続が困難)

2 前項の評価の結果、Sを得たテニュアトラック教員については昇任ポスト等の検討を行い、昇任させることができるものとする。また、Dを得たテニュアトラック教員については転出の検討を行うものとする。

(テニュア審査の結果の取扱)

第7条 テニュア審査は、次の3段階評価により行う。

- A 総合点の80%以上(目標以上の成果を達成)
- B 総合点の70%以上80%未満(目標どおりの成果を達成)
- C 総合点の70%未満(目標に未達成)

2 前項の審査の結果、A及びBを得たテニュアトラック教員は国立大学法人静岡大学教職員就業規則の適用を受ける教員として雇用することとし、Cを得たテニュアトラック教員については雇用しないものとする。

附 則

1 この審査基準は、平成27年6月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 この基準の適用日前に国立大学法人静岡大学農学部テニュアトラック教員として雇用されたテニュアトラック教員のテニュア審査の実施時期については、第2条第2項の規定にかかわらず、雇用後4年6か月を経過する日の翌月とする。

附 則

この基準は、令和元年6月20日から施行し、平成30年12月19日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。